

## 寄付金に対する税の優遇措置について

### 受配者指定寄付金の取り扱い

受配者指定寄付金制度とは、私立学校の教育研究の発展に寄与するために学校法人に対し企業等法人からいただきました寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団が受け入れ、その後、同事業団から寄付者の指定した学校法人(今般は本学)へ配付する制度です。同事業団からはご寄付をいただいた各企業法人様の「寄付金受領書」が作成され、これにより、国や地方公共団体への寄付金と同様、指定寄付金として寄付金全額の損金算入が可能となります(法人税法第37条第3項第2号)。

### 受配者指定寄付金の流れ

1. 企業、法人等の皆さまが「どるふいんサポーターズ募金」をお振込



2. 本学 HP よりダウンロードいただいた「受配者指定寄付金申込書(様式 1-1)」および「寄付申込書【法人・団体用】」に必要事項をご記入のうえ(捺印不要)、郵送、メールまたはFAXにて本学へご送付賜りますよう、お願い申し上げます。



3. 本学より日本私立学校振興・共済事業団に送金し、事業団発行の「寄付金受領書」が届き次第、ご寄付をいただいた法人の皆さまへお送りいたします。  
(事業団送金後の「寄付金受領書」作成までの期間は通常約 1 カ月ですが、決算時期により約 1 カ月半～2カ月程度かかることもあります)



4. 寄付金が全額損金に算入されます。

受領書の日付は本学から日本私立学校振興・共済事業団に送金し、同事業団にて着金が確認された日付となります。

決算月のお振込み、寄付お申込書の送付は、余裕をもったスケジュールでのお手続きにご協力いただけますと幸いです。

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-23-23

TEL.03(6304)0870

学校法人 東京国際大学 募金事務局

Mail : [supporters@tiu.ac.jp](mailto:supporters@tiu.ac.jp)

Fax: 03-3362-9643